

日本年金機構役員の報酬・退職手当の支給基準

1. 役員報酬

- 報酬の種類：本俸、地域調整手当、通勤手当、住居手当、単身赴任手当、期末手当、勤勉手当及び非常勤役員手当
- 報酬の額
 - 本俸は、956千円～668千円
 - 地域調整手当、通勤手当、住居手当及び単身赴任手当は、職員の例に準じて支給
 - 期末手当は、《期末手当基礎額×1.50（6・12月の合計割合）》
 - ・ 期末手当基礎額＝（本俸×1.45+地域調整手当×1.20）
 - 勤勉手当は、《勤勉手当基礎額×期間率×厚生労働大臣が行う業績評価結果を踏まえて理事長が決定する割合》
 - ・ 勤勉手当基礎額＝（本俸×1.45+地域調整手当×1.20）
 - ・ 勤勉手当の総額は、役員の勤勉手当基礎額×0.8を上限とする。
 - 非常勤役員手当は、勤務1日につき、35,200円（上限 月額281,600円）
- 支給日：毎月16日（期末手当及び勤勉手当は6月及び12月）

2. 役員退職手当

- 支給事由：役員が退職し、または解任された場合に、本人（又はその遺族）に支給する。
- 退職手当の額：在職期間1月につき、本俸の月額×0.125×業績勘案率（0～2.0）
 - （注） 1. 業績勘案率は、業績評価委員会が決定する。
 - 2. 役員が任命権者の要請に応じ国家公務員となった後、引き続いて役員に復帰した場合や、国家公務員が任命権者等の要請に応じ引き続いて役員になった場合には、国家公務員としての期間も在職期間に含む。
- 起訴中に退職した場合等の退職手当の取扱い
 - 役員が刑事事件に関し起訴された場合において、その判決の確定前に退職したとき等は、支給しない（禁錮以上の刑に処せられなかつたときを除く）。
- 退職手当の支給の一時差し止め
 - 退職した者に対しまだ退職手当が支払われていない場合において、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき等、その者に対して退職手当を支給することが、業務に対する国民の信頼を確保し、退職手当制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な障を生ずると認めるときは、退職手当の支給を一時差し止めることができる。
- 退職手当の返納
 - 退職手当支給後に、その者が在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたときは、その全部又は一部を返納させることができる。